

一般財団法人東京都スキー連盟ジュニア育成助成金交付に関するガイドライン

(目的)

1. このガイドラインは、加盟団体の実施するジュニアスキー等の普及・振興のための体験・活動に対して、奨励することを目的として交付するジュニア育成助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(交付の対象)

2. 助成金の交付対象は、目的に該当し所属加盟団体長が認める次の事業とする。
 - (1)ジュニアスキー等の講習会
 - (2)ジュニアスキー等のバッジテストなお、収益事業として行う事業（(例)旅行会社などが実施するスノースポーツ関係の企画商品に、加盟団体が講師を派遣等する事業等）は、交付の対象としない。

(助成金交付の基準)

3. 助成金は、加盟団体が指定の期間（以下「助成対象年度」という。）中に実施を予定する一つの事業について、10万円以内を限度として交付する。
 - (1)助成金の対象となる経費は旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師謝金その他活動に必要な経費を含むものとする。

(申請手続)

4. 助成金の交付を受けようとする加盟団体は、助成金交付申請書(様式1号)に事業計画書・収支予算書(様式2号)を添えて、本連盟に提出しなければならない。
 - (1)申請は、助成対象年度ごとに、一つの事業についてのみ申請を行うことができる。

(申請時期)

5. 前条の申請の時期は、募集の際に、理事会が定める。

(交付の決定)

6. 理事会は、第4条の規定による申請及び第8条の規定による報告があったときは、事業の目的、内容等を精査し、理事会の協議により交付決定を行い、申請加盟団体長に助成金交付決定通知書により通知するものとする（以下、助成金の交付決定を受けた事業を「助成金対象事業」という。）。

(事業変更等の承認)

7. 助成金の交付を受けた加盟団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく本連盟に報告し、その承認を得なければならない。
 - (1) 助成金の交付申請を取り下げようとするとき
 - (2) 助成金対象事業の内容を変更しようとするとき
 - (3) 助成金対象事業を中止または廃止しようとするとき

前項の規定に基づき承認を行おうとする場合には、理事会が協議するものとする。
(報告義務)

8. 対象団体は、助成金対象事業の実施を完了したときは、速やかに実施および支出状況についての報告書(様式5号)に必要書類(領収書等コピー)を添付し、本連盟に提出しなければならない。

(説明会等の実施)

9. 本連盟は、説明会等を開催して、加盟団体の情報共有の場を設ける。

(交付決定の取消等)

10. 本連盟は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取消または変更することができる。

(1)助成金交付申請書等の提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき

(2)第7条第1項第3号の助成金対象事業の中止または廃止の申請があったとき

(3)対象団体が、助成金を助成金対象事業以外の用途に使用したとき、また助成金対象事業の内容が助成金の交付決定時の計画を大幅に逸脱したとき

(4)対象団体が、助成金対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき

(5)助成金対象事業に関しての事業報告、支出報告その他本連盟から求められた報告が行われないとき

(助成金の経理)

11. 対象団体は、助成金対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して助成金対象事業にかかる収入額および支出額を記載し、およびその支出内容を証する書類を整備して、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

12. 本ガイドラインに定めのないことは事項並びに疑義を生じた場合は、理事会が審議して定める。

【附則】

施行 2022年10月1日